



発行 新潟県

第34号

令和3年4月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 587 指定代理納付者の指定 (地域政策課)
- 588 指定代理納付者の指定 (地域政策課)
- 589 指定代理納付者の指定 (地域政策課)
- 590 指定代理納付者の指定 (地域政策課)
- 591 指定代理納付者の指定 (地域政策課)
- 592 寄附金の収納事務の委託 (地域政策課)
- 593 寄附金の収納事務の委託 (地域政策課)
- 594 指定希少野生動植物の告示 (環境企画課)
- 595 特定計量器定期検査の実施 (計量検定所)
- 596 農用地利用配分計画の認可 (地域農政推進課)
- 597 保安林の指定予定 (治山課)
- 598 保安林の指定予定 (治山課)
- 599 保安林の指定予定 (治山課)
- 600 土地改良区役員の就任及び退任届 (農地計画課)
- 601 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 602 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 603 県営土地改良事業の工事完了 (農地整備課)
- 604 県営土地改良事業の工事完了 (農地整備課)
- 605 公共測量の実施通知 (監理課)
- 606 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 607 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 608 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 609 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 610 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 611 公有水面埋立ての竣功認可 (港湾整備課)
- 612 公有水面埋立ての竣功認可 (港湾整備課)

## 公 告

- 狩猟免許更新講習会の実施 (環境企画課)
- 一般競争入札の実施 (監理課)
- 特定調達契約の契約者等 (警察本部会計課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

## 選挙管理委員会規程

- 10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)

## 教育委員会告示

- 8 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正 (義務教育課)
- 9 新潟県立学校臨時職員取扱規程の一部改正 (高等学校教育課)

## 公安委員会告示

- 47 警備員指導教育責任者講習の実施 (生活安全企画課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第587号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地  
第四ジェーシービーカード株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ◎新潟県告示第588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地  
第四ディーシーカード株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ◎新潟県告示第589号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
株式会社トラストバンク
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ◎新潟県告示第590号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ◎新潟県告示第591号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス  
楽天グループ株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ◎新潟県告示第592号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託を受けた者  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
株式会社トラストバンク
- 2 委託に係る寄附金  
ふるさと新潟応援寄附金
- 3 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ◎新潟県告示第593号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託を受けた者  
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス  
楽天グループ株式会社
- 2 委託に係る寄附金  
ふるさと新潟応援寄附金
- 3 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ◎新潟県告示第594号

新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第10条第1項の規定により指定希少野生動植物の指定をしたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	指定の理由
ハクバサンショウウオ (サンショウウオ科)	県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オオモノサシトンボ (モノサシトンボ科)	県内における生息地が下越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

チャマダラセセリ (セセリチョウ科)	環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クモツマキチョウ (シロチョウ科)	県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゴマシジミ (シジミチョウ科)	環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オキナグサ (キンポウゲ科)	生育数が減少傾向にあり、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ツクモグサ (キンポウゲ科)	県内における生育地が上越地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ベニバナヤマジャクヤク (ボタン科)	県内における生育地が上越・佐渡地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サルメンエビネ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユウシュンラン (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コアツモリソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キバナノアツモリソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クマガイソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サギソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ムカゴソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
トキシソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

## ◎新潟県告示第595号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、田上町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花角 英世

## 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月3日(木)	午前10時から正午まで	田上町役場公用車庫棟	田上町全域
6月4日(金)	午後1時から3時30分まで		
6月7日から令和4年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

## 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

## ◎新潟県告示第596号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花角 英世

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	浜新田谷地添9番ほか14筆 1.8ha
関川村	15者	高田1092番12ほか795筆 59.7 ha
新発田市	45者	東新町3丁目238番1ほか702筆 64.6 ha
阿賀野市	41者	保田宮ノ越343番1ほか820筆 74.9 ha
胎内市	7者	中条大江端3530番1ほか38筆 9.5 ha
聖籠町	10者	道賀新田家ノ浦2018番1ほか40筆 3.3 ha
新潟市	116者	北区長戸呂口割521番15ほか1515筆 147.8 ha
五泉市	1者	下条見取74番1 0.1 ha
三条市	10者	代官島埋り田3275番ほか136筆 7.5 ha
燕市	29者	燕割前803番1ほか673筆 107.1 ha
加茂市	6者	矢立新田新通589番ほか67筆 7.7 ha
田上町	3者	田上43番1ほか5筆 1.5 ha
弥彦村	5者	麓村新田雁潟227番ほか37筆 4.5 ha
長岡市	18者	下条町池田1243番1ほか89筆 15.7 ha
見附市	5者	庄川平町21番ほか338筆 20.2 ha
小千谷市	1者	片貝町中平9579番1ほか1筆 0.4 ha
出雲崎町	1者	大寺池小路21番ほか36筆 2.5 ha
魚沼市	2者	干溝桜田893番2ほか26筆 1.8 ha
南魚沼市	1者	永松小永松103番2ほか8筆 0.5 ha
十日町市	3者	東下組森下5280番ほか20筆 2.8 ha
柏崎市	15者	中田土下686番1ほか145筆 10.1 ha
上越市	26者	上島下ノ建349番ほか191筆 28.1 ha
妙高市	1者	西田屋新田前田76番ほか1筆 0.4 ha
糸魚川市	2者	東海大稲場1173番1ほか26筆 1.5 ha

佐渡市	57者	梅津サキノ1781番1ほか347筆 46.7 ha
合計	422者	6,095筆 620.9ha

- 2 認可年月日  
令和3年4月30日

### ◎新潟県告示第597号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区宮口字櫻山825から830まで、830の子、831、832、832の子、833から835まで、836の1、836の3、838、840、841、842の1、842の2、843の2、844の1、845から847まで、850から855まで、856の1から856の7まで、857、858の1、858の2、859から863まで、865、866の1、866の2、867から870まで、字中山872、873、874の1、874の2、875、876、877の1、877の2、877の子、877の丑、878から880まで、880の2、882、882の子、883から887まで、887の子、888から893まで、928、929、931

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区宮口字十六山747、749から752まで、752の1から752の3まで、753の甲、753の乙、754から756まで、756の子、757、758、759の1、759の2、760、760の子、761の子、762、763、763の1から763の3まで、764、765の1、766から770まで、771の1、771の2、772、773、775、776、776の1、776の卯、777の1、777の2、778から781まで、782の1、782の2、785から788まで、788の子、788の丑、789から799まで、800の1、800の2、800の子、801から804まで、804の子、805から808まで、808の子、809、810、810の1、811、813、813の1、813の2、814から817まで、817の子、818、819、819の1、821の1から821の6まで、821の丑から821の卯まで、821の巳、821の午、823、824

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区宮口字内山423から428まで、428の1、428の2、429から433まで、433の子、433の丑、434から436まで、436の1、437から443まで、443の子、445、446の1から446の3まで、446の子、446の丑、447、448、448の子、448の丑、449、449の子、449の丑、452の1、461の2、469、字大林710の甲、711、711の1、711の2、714、718、722、723、727、728、728の子、728の丑、729、730、731の1、731の2、732の1から732の3まで、733から736まで、737の2、738から745まで、746の1から746の8まで、字徳道1038の甲、1038の乙、1040から1042まで、1042の子・1043合併、1044、1045

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和3年4月30日

新潟県新潟地域振興局長

## 1 就 任

理 事	新潟市江南区早通4丁目6番17号	杉本 克己 (理事長)
〃	〃 江南区小杉1丁目1番1号	青木 清
〃	〃 江南区北山994番地	阿部 徳威
〃	〃 江南区舞潟1048番地	佐藤 清一
〃	〃 江南区曾川甲168番地	野上 敏
〃	〃 中央区女池西2丁目3番17号	渡辺 昭雄
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明
〃	〃 東区中木戸218番地	佐野 正人
〃	〃 東区岡山819番地	田中 作一

就任年月日 令和3年4月11日

## 2 退 任

理 事	新潟市江南区早通4丁目6番17号	杉本 克己 (理事長)
〃	〃 江南区小杉1丁目1番1号	青木 清
〃	〃 江南区北山994番地	阿部 徳威
〃	〃 江南区舞潟1048番地	佐藤 清一
〃	〃 江南区曾川甲168番地	野上 敏
〃	〃 中央区女池西2丁目3番17号	渡辺 昭雄
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明
〃	〃 東区中木戸218番地	佐野 正人
〃	〃 東区岡山819番地	田中 作一

退任年月日 令和3年4月10日

### ◎新潟県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を令和3年4月20日認可した。

令和3年4月30日

新潟県新潟地域振興局長

### ◎新潟県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の野積土地改良区の定款の変更を令和3年4月21日認可した。

令和3年4月30日

新潟県長岡地域振興局長

### ◎新潟県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
花見	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	燕市	令和3年3月3日

### ◎新潟県告示第604号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月30日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
長所	農業用排水施設整備・農用地改良保全(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	燕市	令和3年3月29日

### ◎新潟県告示第605号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、阿賀野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業期間 令和3年4月23日から令和3年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟県阿賀野市全域

### ◎新潟県告示第606号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
妙高都市計画用途地域(妙高市決定)
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

### ◎新潟県告示第607号



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
種類 新潟都市計画交通広場（新潟市決定）  
名称 1号新潟駅高架下交通広場
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

#### ◎新潟県告示第608号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
種類 新潟都市計画通路（新潟市決定）  
名称 1号万代広場上空東西連絡通路
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

#### ◎新潟県告示第609号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）  
名称 新潟駅周辺地区地区計画
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

#### ◎新潟県告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画道路（新潟市決定）  
名称 3・1・500号 新潟停車場線  
3・3・573号 新潟駅西線  
3・3・589号 新潟駅東線  
8・6・501号 新潟駅東側連絡通路  
8・6・502号 新潟駅西側連絡通路
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

#### ◎新潟県告示第611号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和3年4月30日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 竣功認可年月日

令和3年4月21日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

2工区

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地及び1251番地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑦の地点から⑥、⑧の地点までを結んだ線、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位 (D.L. +0.44m) における公有水面と既設西防波堤との境界線及び⑦の地点と⑨の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位 (D.L. +0.44m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

⑦の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点(北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828) から51度42分58秒640.65メートルの地点

⑥の地点 ⑦の地点から309度58分03秒24.06メートルの地点

⑧の地点 ⑥の地点から65度17分06秒85.21メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から129度58分03秒57.06メートルの地点

(3) 面積

3,408.78平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成19年10月29日 新潟県港整第251号

平成24年7月3日 新潟県港整第164号

平成27年3月3日 新潟県港整第572号

平成29年3月31日 新潟県港整第377号

平成29年9月26日 新潟県港整第204号

令和2年3月25日 新潟県港整第434号

令和3年2月5日 新潟県港整第370号

5 法第22条第3項の市町村(閲覧場所)

糸魚川市

---

◎新潟県告示第612号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和3年4月30日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 竣功認可年月日

令和3年4月21日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の間の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位 (D.L. +0.51m) における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位 (D.L. +0.51m) における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位 (D.L. +0.51m) における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位 (D.L. +0.51m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点(北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095) から329度32分33秒455.01メートルの地点

②の地点 ①の地点から73度28分38秒30.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から344度00分06秒13.12メートルの地点

④の地点 ③の地点から253度19分21秒30.00メートルの地点

(3) 面積

392.40平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

令和2年4月6日 新潟県港整第18号

5 法第22条第3項の市町村(閲覧場所)

糸魚川市

公 告

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について(公告)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間
6月9日(水)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)		新発田地域振興局 (新発田市豊町3-3-2)	新発田市、聖籠町	4月30日(金) ～5月25日(火)
			はーとびあ中郷 (上越市中郷区二本木1763)	上越市中郷区、板倉区、妙高市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市北区、東区、中央区	
6月19日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)		燕三条地場産業振興センター (三条市須頃1-17)	燕市、弥彦村	5月10日(月) ～6月4日(金)
			ワークパル上越 (上越市下門前477)	上越市名立区、三和区、清里区、上越市高田地区、直江津地区	
6月24日(木)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)		阿賀町公民館 (東蒲原郡阿賀町鹿瀬8985-1)	阿賀町	5月14日(金) ～6月9日(水)
6月26日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)		長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市(旧栃尾市、旧中之島町、旧三島郡及び旧小国町を除く。)	5月17日(月) ～6月11日(金)

	時)			
7月9日(金)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	小出郷福祉センター (魚沼市井口新田267)	魚沼市	5月28日(金) ～6月24日(木)
		金井コミュニティセンター (佐渡市千種240)	佐渡市	
7月20日(火)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	胎内市産業文化会館 (胎内市新和町2-5)	胎内市	6月10日(木) ～7月5日(月)
		三条地域振興局 (三条市興野1-13-45)	三条市	
		長岡地域振興局 (長岡市沖田2-173-2)	長岡市(旧栃尾市、旧中之島町)、見附市	
		糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上1-15-1)	糸魚川市	
7月30日(金)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	荒川地区公民館 (村上市羽ヶ榎104-25)	村上市(旧荒川町、旧神林村)、関川村	6月21日(月) ～7月15日(木)
		五泉市福祉会館 (五泉市太田1092-1)	五泉市	
		南魚沼市ふれ愛支援センター (南魚沼市坂戸399-1)	南魚沼市、湯沢町	
		大潟コミュニティプラザ (上越市大潟区土底浜1081-1)	上越市柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区	
8月5日(木)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	長岡地域振興局 (長岡市沖田2丁目173-2)	長岡市(旧三島郡、旧小国町)、小千谷市、出雲崎町	6月28日(月) ～7月21日(水)
		新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市江南区、秋葉区、南区	
8月18日(水)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	村上市民ふれあいセンター (村上市岩船3270)	村上市(旧村上市、旧朝日村、旧山北町)、粟島浦村	7月9日(金) ～8月3日(火)
		三条地域振興局 (三条市興野1-13-45)	加茂市、田上町	
		安塚コミュニティプラザ (上越市安塚区安)	上越市浦川原区、大島区、安塚区、牧区	

		塚777)		
8月21日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	十日町地域振興局 (十日町市妻有町西2-1)	十日町市、津南町	7月12日(月) ～8月6日(金)
		柏崎地域振興局 (柏崎市三和町5-55)	柏崎市、刈羽村	
		新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市西区、西蒲区	
8月22日(日)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	阿賀野市水原保健センター (阿賀野市岡山町10-15)	阿賀野市	
9月14日(火)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	8月6日(金) ～8月30日(月)

## 2 受講対象者

平成30年度に狩猟免許を受けた者

## 3 受講申込みの手続

## (1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,900円)を添えて提出すること。

## (2) 添付書類

## ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

## イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

## ウ 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。)

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

## (3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部(新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課)に、受講する講習会の申請期間内に提出すること。

## 4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

## 5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

## 6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

## 7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

## 8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課（025-280-5152）に問い合わせること。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の借上げ

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和3年7月14日（水）

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ先

(1) 交付期間 令和3年4月30日（金）から令和3年5月14日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県土木部監理課予算係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月10日（木）午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に新潟県と入札説明書に定める機器等の賃貸借契約を締結した者にあつては、当該契約の全部又は一部不履行をした者でないこと。

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和3年4月30日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を

有する者でないこと。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年5月25日(火) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部監理課予算係

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知する。

ア 通知日時 令和3年6月1日(火) 午後1時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額(1に掲げる新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

#### 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正行為をしたと認められる入札

#### 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除

する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。

ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

##### (2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

##### イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 11 Summary

##### (1) Nature of the services to be procured:

Leasing of server equipment for a management system for public projects, etc. [1] set

##### (2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. June 10, 2021

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

##### (3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Administrative Affairs Division

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata

JAPAN, 950-8570

Phone: 025-280-5385

E-mail: ngt080010@pref.niigata.lg.jp

---

#### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 調達件名及び数量

ジェット燃料油（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）

① ローリー 246,188リットル ② ドラム 3,600リットル

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

#### 3 調達方法

購入等

#### 4 契約方式

随意契約

---



- 5 契約日  
令和3年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所  
新潟米油販売株式会社  
新潟県新潟市中央区上大川前通12番町2708番地1
- 7 契約価格  
単価契約（1リットル単価）  
① ローリー 138.26円 ② ドラム 188.10円
- 8 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ナビゲーションシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月30日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

ナビゲーションシステム 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

令和3年9月30日（木）

##### (4) 納入場所

新潟県立中央病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和3年6月7日(月)午後5時00分
- 4 入札の日時及び場所  
令和3年6月14日(月)午前10時00分  
新潟県立中央病院講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Subject and quantity of the products to be purchased:  
navigation system [1]set
- (2) Bid submission:  
10:00A.M. April 14, 2021
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Management Division,  
Department of Administration,  
Niigata Prefectural Central Hospital  
\*address:  
205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata  
〒943-0192  
JAPAN  
TEL 025-522-7711 Ext. 2329

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
十日町市	(略) 特別養護老人ホーム 桜湯の里2号館 レインボー	(略) 十日町市田中庚 42番地	十日町市	(略) 特別養護老人ホーム 桜湯の里2号館 レインボー	(略) 十日町市田中庚 42番地
	<u>特別養護老人ホーム なの花</u>	<u>十日町市中条己 2958番地1</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第8号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年4月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示、追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料及び諸手当)	(給料及び諸手当)
<b>第9条</b> (略)	<b>第9条</b> (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア～カ (略)	ア～カ (略)
<u>キ 特殊勤務手当</u>	
(病気休暇)	(病気休暇)
<b>第11条の2</b> 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病	<b>第11条の2</b> 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病

のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中有給の休暇をとることができる。

ただし、第2号及び第3号の適用については、採用期間が6月以上の者（更新等により通算の採用期間が6月以上となる者を含む。）に限るものとする。

- (1) (略)
- (2) 結核性疾病（勤務時間規則第14条第2号に規定するものをいう。）必要最小限度の時間又は期間
- (3) 前2号に掲げる以外の負傷又は疾病 1年において、10日の範囲内の時間又は期間
- (4) 療後休暇（勤務時間規則第14条第4号に規定するものをいう。） 1月の範囲内で1日について4時間以内

(子の看護休暇)

**第11条の3** 小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。

- (1)・(2) (略)

(介護休暇)

**第11条の4** 臨時職員は、介護休暇（勤務時間規則第16条に規定するものをいう。）を無給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間とし、時間を単位とする場合は、1日を通じて4時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。

(介護時間)

**第11条の5** 臨時職員は、介護時間（勤務時間規則第16条の2に規定するものをいう。）を無給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継

のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中無給の休暇をとることができる。

ただし、第2号の適用については、採用期間が6月以上の者（更新等により通算の採用期間が6月以上となる者を含む。）に限るものとする。

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げる以外の負傷又は疾病 一の採用期間（更新等の期間を含む。）において、10日の範囲内の期間

(子の看護休暇)

**第11条の3** 小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により無給の休暇をとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。

- (1)・(2) (略)

続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。)の者に限る。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内(介護休暇の取得可能期間と重複する期間を除く)において、1日につき2時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。

なお、取得単位は勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分とする。

(特別休暇)

第12条 教員相当臨時職員は、正規教職員の例に準じ特別休暇(勤務時間規則第15条第1項第22号(リフレッシュ休暇)に規定するものを除く。)をとることができる。

- 2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号(公民権の行使)、第2号(証人等としての出頭)、第3号(骨髄等ドナー休暇)、第4号(ボランティア休暇)、第5号(結婚休暇)、第6号(産前産後休暇)、第7号(育児休暇)、第8号(妻の出産)、第9号(男性職員の育児参加)、第12号(父母、配偶者又は子の法要)、第14号(災害による現住居の滅失等)、第15号(災害等による出勤困難)、第16号(退勤途上危険回避)、第17号(生理休暇)、第19号(妊産婦の健康診断)、第20号(妊娠中の通勤緩和)、第21号(妊婦の妊娠障害)及び第23号(短期介護休暇)の特別休暇をとることができる。ただし、第5号については、連続する5日を超えない範囲内、第8号については、2日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3・4 (略)

(服務)

第14条 (略)

- 2 新たに採用された臨時職員は、校長の立ち合いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年新潟県条例第20号)第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を校長を通じて所管の教育事務所長に提出しなければならない。

(特別休暇)

第12条 教員相当臨時職員は、正規教職員の例に準じ特別休暇(勤務時間規則第15条第1項第21号(リフレッシュ休暇)に規定するものを除く。)をとることができる。ただし、出産に係る特別休暇については無給とし、その期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号(公民権の行使)、第2号(証人等としての出頭)、第3号(骨髄等ドナー休暇)、第5号(結婚休暇)、第6号(産前産後休暇)、第7号(育児休暇)、第14号(災害による現住居の滅失等)、第15号(災害等による出勤困難)、第16号(退勤途上危険回避)、第17号(生理休暇)、第18号(妊産婦の健康診断)、第19号(妊娠中の通勤緩和)、第20号(妊婦の妊娠障害)及び第22号(短期介護休暇)の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3・4 (略)

(服務)

第14条 (略)

- 2 臨時職員は、校長の立ち合いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年新潟県条例第20号)第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を通じて所管の教育事務所長に提出しなければならない。

◎新潟県教育委員会告示第9号

新潟県立学校臨時職員取扱規程(昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年4月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)に対応する同

表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第7条 (略)</b></p> <p>2 <u>臨時職員は、任用期間の更新又は第4条第3項</u>による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 <u>第4条第4項</u>により、1年を超えて任用される場合にあっては、任用期間が1年を超えた日に、残りの任用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。</p> <p>(病気休暇)</p> <p><b>第7条の2</b> 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中<u>有給</u>の休暇をとることができる。ただし、<u>第2号及び第3号</u>については、任用期間が6月以上（更新等により通算の任用期間が6月以上となる場合を含む。）である者に限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>結核性疾病（勤務時間規則第14条第2号に規定するものをいう。）</u> <u>必要最小限度の時間又は期間</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる以外の負傷又は疾病</u> <u>1年</u>において10日の範囲内の時間又は期間</p> <p>(4) <u>療後休暇（勤務時間規則第14条第4号に規定するものをいう。）</u> <u>1月の範囲内で1日について4時間以内</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p><b>第7条の3</b> <u>臨時職員は、介護休暇（勤務時間規則第16条に規定するものをいう。）を無給でとることができる。ただし、期間が6月以上（継続によって当初の任用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）である者に限る。</u></p> <p><u>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間とし、時間を単位とする場合は、</u></p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第7条 (略)</b></p> <p>2 <u>臨時職員は、任用期間の更新又は第5条第2項</u>による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 <u>第5条第2項</u>により、1年を超えて任用される場合にあっては、任用期間が1年を超えた日に、残りの任用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。</p> <p>(病気休暇)</p> <p><b>第7条の2</b> 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中<u>無給</u>の休暇をとることができる。ただし、<u>第2号</u>については、任用期間が6月以上（更新等により通算の任用期間が6月以上となる場合を含む。）である者に限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる以外の負傷又は疾病</u> <u>一の採用期間（更新等の期間を含む。）</u>において10日の範囲内の期間</p>

<p><u>1日を通じて4時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。</u></p> <p>(介護時間)</p> <p><b>第7条の4</b> <u>臨時職員は、介護時間（勤務時間規則第16条の2に規定するものをいう。）を無給でとることができる。ただし、期間が6月以上（継続によって当初の任用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）である者に限る。</u></p> <p><u>要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内（介護休暇の取得可能期間と重複する期間を除く）において1日につき2時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。</u></p> <p><u>なお、取得単位は勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分とする。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p><b>第8条</b> <u>臨時職員は、定数内職員の例により、特別休暇（勤務時間規則第15条第1項第22号（リフレッシュ休暇）に規定するものを除く。）をとることができる。</u></p> <p>(服務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 <u>臨時職員は、校長の立ち会いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p><b>第2号様式</b></p> <p>(略)</p> <p>新潟県立 学校長 氏名 臨時職員の任用について (内申)</p> <p>(略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p><b>第8条</b> <u>臨時職員は、定数内職員の例により、特別休暇（勤務時間規則第15条第1項第21号（リフレッシュ休暇）に規定するものを除く。）をとることができる。ただし、出産に係る特別休暇については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。</u></p> <p>(服務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 <u>臨時職員は、校長の立ち会いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p><b>第2号様式</b></p> <p>(略)</p> <p>新潟県立 学校長 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span> 臨時職員の任用について (内申)</p> <p>(略)</p>
--	--

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和3年4月30日

新潟県公安委員会

## 委員長 阿部 隆

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

## 2 実施期間及び実施場所

## (1) 実施期間

令和3年6月1日（火）から同月8日（火）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

## 3 受講定員

50人

## 4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込手続

## (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

## ア 受付期間

令和3年5月10日（月）及び同月11日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 受講申込書の提出等

## ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

2号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者



- 1 級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4 (3)に該当する者
- 2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4 (4)に該当する者
- 旧 1 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し
- (オ) 4 (5)に該当する者
- 旧 2 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 提出期間
- 令和 3 年 5 月 25 日 (火) 及び同月 26 日 (水) の各日の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)
- ウ 提出先
- 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
- エ 提出方法
- 受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。
- (3) 受講手数料
- ア 金額
- 38,000円
- イ 納付方法
- 新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
- なお、納付した受講手数料は、還付しない。
- 6 講習の委託
- この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。
- 7 本講習に関する問合せ先
- 新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
- 電話番号 025-285-0110 (代表)